

【フランス】年金制度改革の概要—2023 年度社会保障補正財政法—

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2023 年 4 月 14 日、2023 年度社会保障補正財政法が成立した。同法には、年金受給開始年齢の 62 歳から 64 歳への引上げを始めとする退職年金制度を改革する諸規定が含まれる。

1 制定の背景と経緯

2023 年 1 月 23 日、ル・メール (Bruno Le Maire) 経済・財務・産業及びデジタル主権大臣並びにデュソプト (Olivier Dussopt) 労働・完全雇用・社会復帰大臣は、フランスの退職年金 (以下「年金」) 制度において将来予測される大幅な赤字¹を回避するための改革を目的とする社会保障補正財政法案を大臣会議に提出した²。同法案は、大臣会議で承認された後にフランス下院に提出され、同年 2 月 17 日、採決なしで上院に送付され³、3 月 11 日、上院で修正の上可決された。その後の両院協議会で作成された条文の成案が同月 16 日に上院再審議で、同月 20 日に下院再審議で、それぞれ可決された⁴。本法案は憲法院の合憲性審査に付されたが⁵、同年 4 月 14 日、憲法院は一部を除き合憲と判示した⁶。同日、「2023 年度の社会保障補正財政に関する法律第 2023-270 号」 (全 2 部 36 か条、附則)⁷が成立した (一部を除き同月 16 日施行)。

2 本法律による年金改革の主な内容

本法律による年金改革 (2023 年 9 月 1 日施行) の主な内容は次のとおりである。

(1) 特別制度の一部の廃止 (第 1 条)

第 1 条は、フランスの年金制度の一般制度 (民間企業労働者)、特別制度 (公務員等の 15 の職域の労働者)、農業制度 (農業労働者)、非被用者制度 (医師、弁護士等) のうち、特別制度の一部を廃止する。廃止の対象は、主にパリ市の公共交通機関を運営するパリ交通公団 (Régie autonome des transports parisiens)、中央銀行であるフランス銀行 (Banque de France)、公証人⁸

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023 年 6 月 12 日である。

¹ 本法律案の提出前、年金改革を行わない場合、年金制度における赤字は、2030 年に 135 億ユーロに達すると予測されていた。なお、1 ユーロは約 146.3 円 (令和 5 年 6 月分報告省令レート)。

² 本法律案に関して、2023 年 1 月 19 日以降、約 5 か月にわたり年金制度改革への反対デモがフランス全土で行われた。「仏、反年金改革デモに 112 万人 インフレで拍車、政権に試練」『日本経済新聞』2023.1.21, p.11; 「マクロン氏、仏年金改革で苦い勝利 野党が廃止法案取り下げ デモ収束も支持率低迷」『日本経済新聞』2023.6.11, p.5.

³ 社会保障財政に関する法案は、下院がその提出を受けた後 20 日以内に議決しない場合、採決なしで上院に送付される (憲法第 47-1 条第 2 項)。

⁴ 下院再審議では、ボルヌ (Élisabeth Borne) 首相が憲法第 49 条第 3 項に基づく採択手続を行使し、これに伴い提出された 2 本の不信任動議がいずれも否決されたため、本法案は表決なしで可決された。憲法第 49 条 3 項は、主に予算案又は社会保障財政法案の審議において、法案の表決を採る代わりに政府の信託を問うことができるという手続。首相がこの手続の行使を決定すると、法案の審議は直ちに中断され、続く 24 時間以内に提出された不信任動議が可決されない限り、法案についての表決を経ずとも当該法案が可決されたものとみなされる。

⁵ ①首相、②国民連合 (Rassemblement national) の 60 名以上の下院議員、③新人民環境社会連合 (Nouvelle Union populaire écologique et sociale) の 60 名以上の下院議員、④左派の 60 名以上の上院議員のそれぞれの請求による。なお、②~④はいずれも野党会派である。

⁶ 第 2 条 (高齢の労働者の雇用に関する指数の公表義務)、第 3 条 (60 歳以上の長期失業者のための「シニア無期雇用契約」の試行) 等が、法律の本来の目的とは無関係の規定 (便乗立法) として削除された。

⁷ Loi n° 2023-270 du 14 avril 2023 de financement rectificative de la sécurité sociale pour 2023. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047445077>>

⁸ Notaire. 証書に真正性を付与し、私人に助言を与える義務を負う公署官及び裁判所補助吏。

補及び公証人の雇用人、電気・ガス関連企業⁹、政府諮問機関である経済・社会・環境評議会（Conseil économique, social et environnemental）の特別制度である（交通法典 L.第 2142-4-2 条及び社会保障法典 L.第 381-82 条の新設、通貨金融法典 L.第 142-9 条、1937 年 7 月 12 日の法律¹⁰ 第 1 条及び 2004 年 8 月 9 日の法律第 2004-803 号¹¹第 16 条の改正）。2023 年 8 月 31 日以前にこれらの組織に採用された者には特別制度を引き続き適用し、同年 9 月 1 日以降に新規に採用された者は一般制度を適用する。

（2）年金受給開始年齢の引上げと保険料拠出期間の延長の加速（第 10 条）

①年金受給開始年齢の引上げ：年金受給開始年齢を 62 歳から 64 歳に段階的に引き上げる。対象は 1961 年 9 月以降に生まれた被保険者で、2023 年 9 月 1 日以降、出生年 1 年につき 1 四半期ずつ受給開始年齢を引き上げ、1968 年 1 月以降に生まれた被保険者の受給開始年齢を 64 歳とする（社会保障法典 L.第 161-17-2 条の改正）。また、従来、早期退職が可能な現業公務員の受給開始年齢を 57 歳から 59 歳に改め、警察官等の特に過酷な任務に従事する現業公務員については 52 歳から 54 歳に改める（公務員及び軍人退職年金法典 L.第 24 条、L.第 25 条の改正）。

②保険料拠出期間の延長の加速：年金の満額受給に必要な保険料拠出期間は、現在、1955 年 1 月以降に生まれた被保険者を対象に、3 年につき 1 四半期のペースで 41 年 6 か月（166 四半期）から 43 年（172 四半期）への延長を行っている¹²。この延長は 1973 年に生まれた被保険者が 62 歳に達する 2035 年に完了する予定であったが、この延長のペースを加速する（社会保障法典 L.第 161-17-3 条の改正）。対象は 1961 年 9 月以降に生まれた被保険者で、1962 年 12 月以前に生まれた被保険者の保険料拠出期間を現行の 42 年（168 四半期）から 42 年 3 か月（169 四半期）に、その後は出生年 1 年につき 1 四半期のペースで拠出期間を延長し、1965 年 1 月以降に生まれた被保険者の拠出期間が 43 年（172 四半期）となることで延長手続が完了する。

（3）年金の最低支給額の引上げと高齢者連帯手当（ASPA）の受給要件の厳格化（第 18 条）

①年金の最低支給額の引上げ：フランスでは、保険料拠出期間に基づく支給予定額が最低支給額（minimum contributif: MiCo）を下回る被保険者には、MiCo まで引き上げた額が支給される。30 年（120 四半期）以上保険料を拠出した被保険者には、加算された MiCo（以下「加算 MiCo」）が適用される。第 18 条は、2023 年 9 月 1 日以降、加算 MiCo の額を引き上げ、また 2024 年 1 月 1 日以降、加算 MiCo 適用対象者への年金支給額が時間当たり最低賃金（Salaire minimum interprofessionnel de croissance: SMIC）の月額（手取り額）の 85%になるよう、毎年 1 月 1 日に加算 MiCo の額をスライドさせることを定める（同法典 L.第 351-10 条の改正）¹³。

②高齢者連帯手当の受給要件の厳格化：フランスに居住する低所得の退職者に支給される高齢者連帯手当（allocation de solidarité aux personnes âgées）の受給要件のうち国内居住期間を、2023 年 9 月 1 日以降、年間 6 か月から年間 9 か月に引き上げる（同法典 L.第 815-1 条の改正）。

⁹ フランス電力（EDF）、エネルギー事業大手のエンジー社（Engie）、EDF の送電事業子会社（RTE）及び同配電事業子会社（Enedis）、エンジー社の天然ガス供給事業子会社（GRT Gaz）及び天然ガス導管事業者の GRDF。

¹⁰ Loi du 12 juillet 1937 instituant une caisse de retraite et d'assistance des clercs de notaires. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000692648>>

¹¹ Loi n° 2004-803 du 9 août 2004 relative au service public de l'électricité et du gaz et aux entreprises électriques et gazières. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000787077>>

¹² 2014 年 1 月 20 日の法律第 2014-40 号（Loi n° 2014-40 du 20 janvier 2014 garantissant l'avenir et la justice du système de retraites. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000028493476>>）による。

¹³ 下院に提出された報告書によると、2023 年 9 月 1 日の引上げ後の年金支給額は、現在の SMIC の月額（手取り額）の 85%に相当する月額 1,193 ユーロとなる予定である。Stéphanie Rist, *Assemblée nationale Rapport*, N° 814, 2023.2.1, p.205. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/rapports/cion-soc/116b0814-ti_rapport-fond.pdf>